

マイナンバー制度の手引



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

平成27年12月発行（第1版）



桂川町

Q1 マイナンバー制度とは？

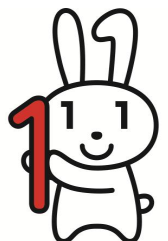
A1 マイナンバーとは、日本国内に住民票を有するすべての人に通知される12桁の番号のことです。マイナンバーは、住所地や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられており、一人ひとり異なります。

そしてマイナンバー制度とは、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための社会基盤になります。マイナンバーは原則として生涯変更されることはありません。むやみに他人に教えたりすると大きなトラブルを招くこともあります。大切に取り扱いってください。



120 × △ □ ※ & ☆ ◆ ★ ●

マイナンバーはひとりにひとつ！
マイナンバーは大切に管理！！



Q2 なんのためにマイナンバー制度が始まるの？

A2 マイナンバー制度の導入には以下の目的があります。

マイナンバー制度は役場の事務効率化や住民の皆様の手続きに関する負担を軽減することにつながります。

公平・公正な 社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うことができます。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されます。



国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関から様々なお知らせを受け取ったりできます。

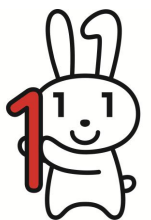
Q3 マイナンバーで個人情報を 国に全部管理されてしまうの？

A3 マイナンバー制度の導入により、「国が個人情報を全て集約して一元管理する」と思われている方もいるかもしれませんが、そうではありません。個人情報はこれまでどおり年金情報は年金事務所、税情報は税務署といったように分散して管理します。もちろん役場が保有する個人情報も役場で管理します。これは個人情報を分散して管理することで、芋づる式の情報漏えいを防ぐことができるためです。

また、窓口においてマイナンバーを確認する際には、なりすましを防止するために、同時に本人確認を行います。

住民の皆様には、窓口において負担をおかけすることになりますが、安全・安心なマイナンバーの利用のために、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

**窓口でのマイナンバー確認と
本人確認にご協力ください。**



Q4 マイナンバーはどんな時に使うの？

A4 マイナンバーは、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の3分野で利用されます。代表的なものは以下のとおりです。また、役場で平成28年1月から住民の皆様にもマイナンバーの提示をお願いする予定の手続きについては、5ページにその一部を掲載してありますので確認してください。

今後行政機関等での手続きでマイナンバーを提示・記載する機会が増えてきます。マイナンバーをしっかりと確認しましょう。

社会保障 関係

- 雇用保険の資格取得や確認・給付
- ハローワークの事務
- 医療保険料徴収
- 福祉分野の給付、生活保護

など

税 関係

- 税務当局に提出する申告書・届出書、調書などにマイナンバーを記載
- 都道府県・市町村に提出する申告書、給与支払報告書などに記載

など

災害対策 関係

- 防災・災害対策に関する事務
- 被災者生活再建支援金の給付
- 被災者台帳の作成事務

など



桂川町役場でマイナンバーの提示をお願いする予定の手続

担当課	手続内容
住民課	児童手当に関する手続
	児童扶養手当に関する手続
	特別児童扶養手当に関する手続
	(国民年金に関する手続)
	その他マイナンバー利用事務ではりあませんが、住民票の異動や氏名、性別等の変更手続の際、通知カード又は個人番号カードに異動内容の追記を行います。
税務課	(確定申告)
保険環境課	国民健康保険に関する手続
	介護保険に関する手続
	後期高齢者医療に関する手続
	(子ども医療に関する手続)
	(ひとり親家庭等医療に関する手続)
	(重度障害者医療に関する手続)
健康福祉課	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の手続
	生活保護申請手続

※ () がついている手続きについては、平成29年1月(再来年1月)からマイナンバーの提示をお願いする手続きです。マイナンバーが記載されている通知カード及び個人番号カードについては次ページ以降で説明します。



Q5 自分のマイナンバーはどうやって確認するの？

A5 11月中に簡易書留にて、以下のマイナンバー通知カードが自宅に届いていると思います。マイナンバーはこの通知カードで確認することができます。もし通知カードを受け取れていない場合や、紛失した場合には、役場住民課（65-3301）までご連絡ください。

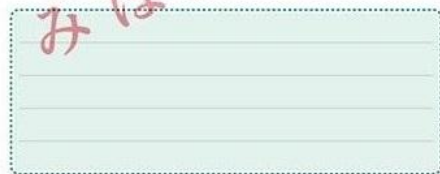
(表面)

(通知カード見本)

(裏面)



- 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
- この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター TEL
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。

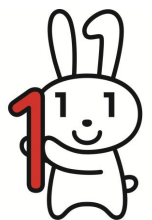


来年1月以降、役場における社会保障・税関係の手続にはマイナンバーを確認できる通知カードと、本人と確認できる身分証明書が必要になりますので、注意してください。また、個人番号カードをお持ちの場合は、マイナンバーの確認と本人確認が一度で行えます。個人番号カードにつきましては、次ページで詳しく説明します。



Q6 個人番号カードとは？ どうやって取得するの？

A6 個人番号カードとは、表面に氏名、住所、生年月日、性別の4情報と顔写真、裏面にマイナンバーが記載されたICチップ付のカードで、先ほど説明した通知カードとは異なり、本人確認のための身分証明書として使用することができます。初回の取得に限り、手数料はかかりません。なお、取得については任意ですので、それぞれの判断で行ってください。
(番号カード見本)



個人番号カードの取得については、Q5で説明した通知カードに同封されている、以下の「個人番号カード交付申請書」に記名押印等し、顔写真を貼付の上、返信用封筒に入れて郵送してください。なお、カード交付の際は、貼り付けた顔写真と申請者との同一性を目視で確認しますが、確認ができない場合は、顔認証システムを使用して判定を行うこととなります。顔認証システムでも確認ができない場合は、カードの交付ができませんので、次ページの内容に注意して撮影を行ってください。

(個人番号カード交付申請書見本)

The image shows a sample of a personal number card application form. A large watermark reading "みほん" (Mihon) is overlaid on the form. The form is divided into several sections:

- 通知カード (Notification Card):** Contains the personal number (0123 4567 8901), name (花子), address (〇〇県△△市□□町○丁目△番地1-1-1), and birth information (平成5年3月31日生, 性別: 女).
- 顔写真貼付欄 (Photo Attachment Area):** A designated area for pasting a photo, with a size requirement of 4.5cm x 3.5cm.
- 申請書 (Application Form):** Includes fields for application ID (1234 5678), name (花子), address, and birth date (平成5年3月31日).
- 電子証明書の発行 (Electronic Certificate Issuance):** A section for selecting the issuance of an electronic certificate, with a QR code for smartphone verification.
- 代理人 (Agent):** A section for designating an agent, with fields for name and relationship.

Additional notes and instructions are provided at the bottom of the form, including a QR code and a registration code (10000019 01/01 3190110000019#).



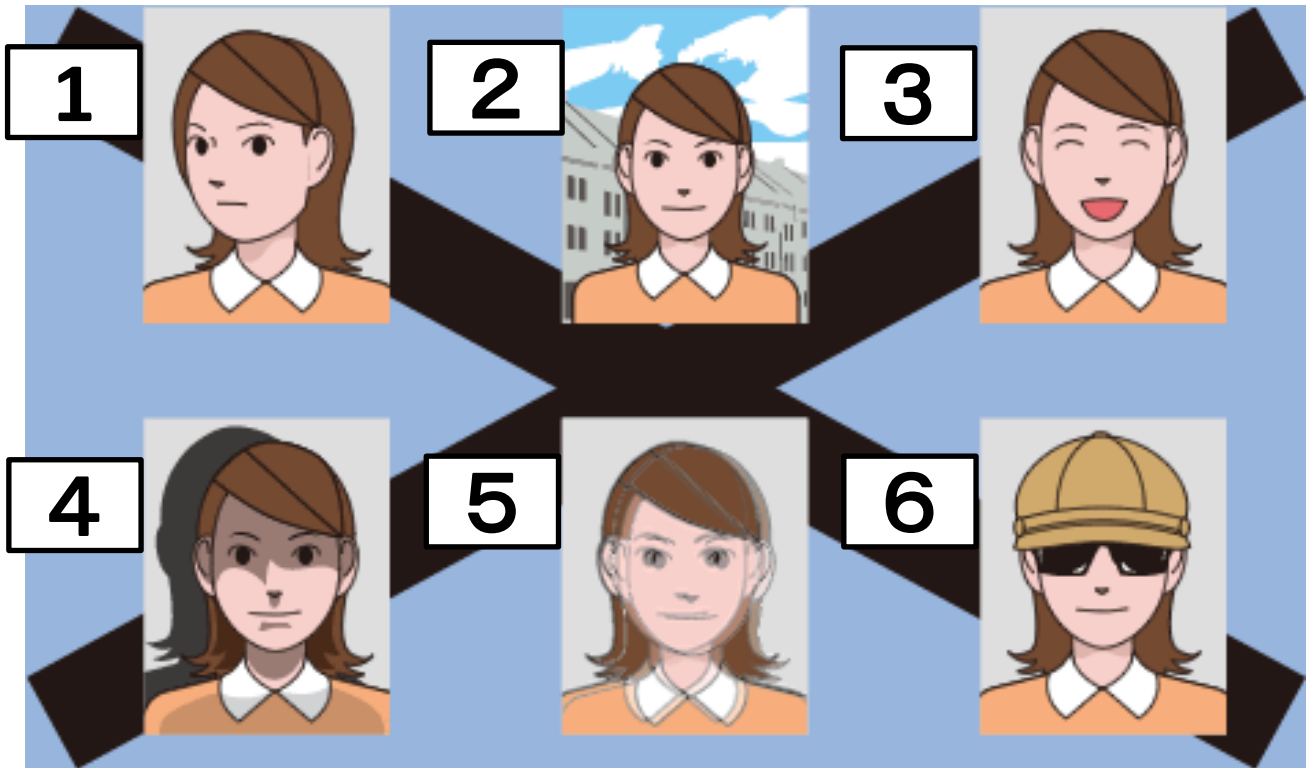


よい顔写真の撮影例

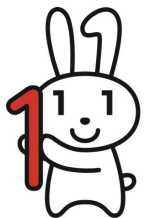
○サイズ 縦4.5cm
横3.5cm

○最近6ヶ月以内に撮影したもの
○正面向き、無帽、無背景
○郵便で申請の場合は写真の裏面に氏名、生年月日を記入

悪い顔写真の撮影例



- 1 顔が横向きでないもの
- 2 無背景でないもの
- 3 正常時の顔貌と著しく異なるもの
- 4 背景に影のあるもの
- 5 ピンボケや手振れにより不鮮明なもの
- 6 帽子・サングラスをかけ人物を特定できないもの



交付申請書を提出した方には、平成28年1月以降に「個人番号カード交付通知書」が郵送されます。

(個人番号カード交付通知書見本)

(表)

(裏)

郵便はがき A10-012345

料金後納郵便

012012340123456789

899-8999
〇〇県■■■■市△△町◇丁目〇番地▽▽号

番号 花子

あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。
裏面に記載の必要書類を封筒のうえ集封してください。

市区町村名	■■■■市
交付場所名	■■■■市役所
交付場所所在地	〇〇県■■■■市△△町◇-〇-〇
電話番号	01-2345-6789

代替文字情報 x-▲ 〇-●-□

電子証明書に使用される文字は、一文字のフリガナ等で表示できる文字に限られます。表示できない文字がある場合は上記の文字に置き換えてください。別の文字を希望される場合は、交付窓口で変更を出してください。

■■■■市役所
〇〇県■■■■市△△町◇-〇-〇

A10-012345

■■■■市長

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書

申請いただいた個人番号カード等の準備できましたので通知・照会します。あなたの意思に基づく申請に相違なければ以下の照会書に署名又は記名押印し、あなたご自身以下の書類を持参して国庫記載の交付場所にまでお持ちください。なお、暗証番号(下記の②～④)を事前に考えておいてください。また、15歳未満の者又は成年被保護者には、その法定代理人が同行してください。

〇本通知書 〇通知カード 〇住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) 〇本人確認書類(運転免許証、納税、国民健康保険カード等) 〇住所カード(お持ちの方のみ) 〇「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された各種書類(住民基本台帳カード等) 〇国民健康保険、国民年金、国民年金基金、国民年金基金給付金受給権者証等) ※15歳未満の者等に同行する法定代理人も同様が必要。 〇代理権の発給書類(15歳未満の者の法定代理人のみ必要(「ご案内」をご参照)。ただし同一世帯の世帯主は必要ありません)

■■■■市長宛
個人番号カード交付申請書及び電子証明書発行申請書、私の意思により申請したものと認めます。
本人の住所
本人の氏名 _____ 印

■■■■市長宛
回答書 平成 年 月 日

■■■■市長宛
本人の住所
本人の氏名 _____ 印

■■■■市長宛
本人の住所
本人の氏名 _____ 印

委任状 平成 年 月 日

■■■■市長宛
本人の住所
本人の氏名 _____ 印

私は、上記の者が代理人として個人番号カードの交付、電子証明書の発行手続(お持ちの書類を含む)及び暗証番号の設定を行いました。

代理人の住所
代理人の氏名 _____ 印

代理人に委任する場合は、あなたご自身暗証番号を記入のうえ、隠しシールを暗証番号部分の口に貼付してください。

①署名用電子証明書暗証番号(英数字8文字以上16文字以下)

②利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)

③住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)

④券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)

詳細は、通知カード交付時に同封された「ご案内(クッキーシート)」をご覧ください。又は、ホームページ(個人番号カード総合サイト)で検索してください。個人番号カードコールセンター(057-749-749)にもお問い合わせください。(ホームページは、<http://www.koj-integration.go.jp>)

みほん

はがす



目隠しシールをはがして、交付場所を確認してください。

注意はがした目隠しシールは、個人番号カードの受領を代理人に委任される場合には、15歳未満の暗証番号記入欄の上に貼付してください。個人番号カードの受領を代理人に委任される方は、先に暗証番号を記入してからはがしてください。

必要に応じ再利用



この通知書に必要な事項を記入のうえ、次ページ～ウの書類と共に、役場に持参してください。個人番号カード交付の際には役場窓口にて本人確認と暗証番号の設定を行います。そのため、郵便で個人番号カードを交付することはできませんので注意してください。



- ア 通知カード（Ｑ５で説明したカードです。）
- イ 運転免許証やパスポートなどの本人確認書類
※本人確認書類は、顔写真付きのものではない場合は
2点必要となります。（例：保険証十年金手帳など）
- ウ 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

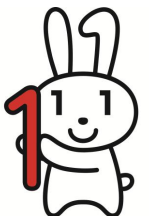
役場にて本人確認等を行い、個人番号カードの暗証番号を設定したら、個人番号カードを取得できます。その際、ア通知カードと、ウ住民基本台帳カードは役場にて回収させていただきますのでご了承ください。

なお、15歳未満の方又は成年被後見人の方が受け取りに来られる際には、本人にその法定代理人が同行してください。

また、申請者本人が病気等の理由で役場に来られない場合は、代理人の方に個人番号カードの受け取りを委任できます。

代理人の方は、①～⑤の書類をもって役場にお越しください。

- ①個人番号カード交付通知書（10ページに見本があります。）
- ②申請者の本人確認書類
- ③代理人の本人確認書類
- ④代理権の確認書類
 - I 代理人が法定代理人である場合
→戸籍抄本もしくはその他資格を証明する書類
 - II その他の場合
→本人が代理人を指定した事実を証明する書類
- ⑤本人の来庁が困難であることを証明する書類
→診断書、障害者手帳、本人が代理人の施設に入所している事実を証明する書類など



なお、個人番号カードの申請は、郵送以外にパソコン、スマートフォンを使って行うこともできます。

ア パソコンによる申請手順

- ①「個人番号カード総合サイト」にアクセスし、メールアドレスを登録します。
- ②登録されたメールアドレス宛に通知されるURLにアクセスし、デジタルカメラで撮影した本人の顔写真を登録します。※顔写真はあらかじめ撮影しておきます。
- ③その他の必要な情報を登録します。これで申請は完了です。個人番号カードの受け取りについては10ページから11ページをご覧ください。

イ スマートフォンによる申請手順

- ①スマートフォンのカメラで交付申請書にあるQRコードを読み取り、「個人番号カード総合サイト」にアクセスし、メールアドレスを登録します。
- ②登録したメールアドレス宛に通知されるURLにアクセスし、スマートフォンのカメラで撮影した顔写真を登録します。※顔写真は操作中に撮影できます。
- ③その他の必要な情報を登録します。これで申請は完了です。個人番号カードの受け取りについては10ページから11ページをご覧ください。

※写真の撮影は、9ページの注意事項をよく確認してから行ってください。



Q7 個人番号カードをなくした場合はどうしたらいいの？

A7 個人番号カードを紛失した場合は、24時間稼働しているコールセンター（0570-783-578）にすぐに連絡してください。カードの一時停止措置がとられます。

個人番号カードには「落としたり盗まれたりしたら悪用されるのでは」という懸念があるかと思いますが、カードは写真付であるため成りすましは困難である上に、複雑な彩文パターンが施されているため簡単には偽造できません。また、個人番号カードのICチップには個人の所得情報や年金情報は入っていませんので、その点につきましては安心して取得してください。個人番号カードの再取得を行う場合には、警察署に遺失届を提出し、警察署から発行される紛失届等と身分証明書を持参の上、役場までお越しください。個人番号カード再交付の手続を行うことができます。ただし、再交付には手数料800円（電子証明書を発行する場合は1,000円）がかかります。ご注意ください。



制度に関するお問い合わせ先について

○マイナンバー制度全般、「通知カード」「個人番号カード」に関すること

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

0120-0178-26

(外国語対応：foreign language)

○マイナンバー制度全般に関すること

マイナンバーコールセンター（通話料がかかります）

0570-20-0178

○個人番号カードを紛失した場合は

個人番号カードコールセンター（通話料がかかります）

0570-783-578

桂川町役場のお問い合わせ先

○マイナンバー制度全般に関すること

総務課人事電算係 65-1082

○「通知カード」「個人番号カード」に関すること

住民課住民年金係 65-3301

